

ウズベキスタン共和国大統領決定

ウズベキスタン共和国国家投資基金設立について

我が国への投資に対する魅力向上、外国直接投資額の増加、国が大部分の株式を保有する大企業および商業銀行の変革プロセスの加速、近代的なコーポレート・ガバナンス・メカニズムの導入を目的として：

1. ウズベキスタン共和国国家投資基金（以下、基金）の設立に関する経済財務省および国家資産管理庁の提案に同意する。

2. 以下を確立する：

基金は株式会社として設立され、経済財務省が唯一の株式公開前の株主となる；

基金の授権資本は、企業および商業銀行の株式（以下、運用資産）の一部を推定市場価格で基金に譲渡することで形成される；

基金の株主総会の決定に基づき、運用資産の信託受託者（以下、受託者）を基金に招くことが許可される。

3. 付属書の通り、株式会社「ウズベキスタン共和国国家投資基金」の授権資本を形成するために国有株式が譲渡される企業および商業銀行のリストを承認する。

4. 基金の主な目的を決定する：

基金の純資産の市場価値向上；

基金の株式の外国主要証券取引所への上場；

基金の資産への投資誘致と民営化プロセスに参加する大手国際機関投資家の誘致；

経済協力開発機構のコーポレートガバナンス基準導入、国際財務報告基準への移行、基金の運用資産管理における環境・社会・ガバナンス（ESG）基準導入への参画。

5. 経済財務省は、国家資産管理庁とともに、基金を信託運用に移行させるために経験豊富な運用会社を誘致するための措置を講じ、以下の事項の規定を含め、この運用会社の主な責務を決定する：

2026 年末までのタシケント証券取引所およびロンドン証券取引所を含む国際証券取引所への基金株式の上場；

効率性および透明性向上のための技術システム導入、各企業の事業・運営・商業活動改善など、投資資産の変革プロセス活性化；

基金に最新のリスク管理システム導入。

6. 2030 年までの期間に、基金の運用資産における純利益の 50%以上を当該年度の業績に基づく配当の支払いに充当することを決定する。

7. 以下の手続きを試験的に導入する：

(a) 基金の株式の対価を、基金の株式資本の 100%を上限とする有価証券で支払うことを認める；

b) 以下は受託者に適用されない：

管理下にある運用資産の年平均価値の 5%以上の授権資本を有するという要件；

基金の活動の枠内で、純資産価値に基づく有価証券への投資量に関する制限；

経済財務省は関係省庁とともに、2025 年 9 月 1 日までに試験結果の分析情報および関連提案を閣僚会議に提出しなければならない。

8. D. A. クチカーロフ副首相が本大統領決定の実施を統括する。

ウズベキスタン共和国大統領 Sh. ミルジヨエフ

タシケント市

2024年8月27日

大統領令 303 号

付属書

2024年8月27日付ウズベキスタン共和国大統領決定第 303 号

ウズベキスタン共和国国家投資基金の授権資本形成のため国有株式が譲渡される
企業および商業銀行リスト

No.	名称	譲渡される株式 (パーセント)
1.	株式会社ナボイアゾット	25
2.	株式会社地域送電社	40
3.	株式会社火力発電所	25
4.	株式会社ウズベキスタン・エアポート	25
5.	株式商業銀行人民銀行	30
6.	株式会社ウズベクギドロエネルゴ	20
7.	株式商業銀行マイクロクレジットバンク	40
8.	株式会社ウズベクテレコム	25
9.	株式商業銀行ビジネス開発銀行	25
10.	株式会社ウズベキスタン航空	25
11.	株式会社ウズベキスタン鉄道	25
12.	株式会社地域ガス	40
13.	株式会社タシケント都市交通サービス	25
14.	株式会社ウズベキスタン郵便局	25
15.	株式会社ウズベキスタン国営送電社	40
16.	株式会社ウズベキスタン共和国商品・原料市場	40
17.	株式会社ウズベクインベスト	20
18.	株式会社ウズベク水道	40

(国立法律データベース、2024年8月28日、No. 07/24/303/0657)